

高岡市団体旅行誘致促進事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人高岡市観光協会（以下「協会」という。）が、北陸新幹線開業を契機とする団体旅行の誘致促進を図るとともに、新高岡駅を有する高岡市並びに飛越能地域の観光の認知度向上を図るため、北陸新幹線を利用した団体旅行を企画する旅行会社（以下「旅行会社」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 この補助金の対象となるものは、次の要件を満たす旅行会社とする。

- (1) 富山県外から北陸新幹線を利用した実参加者数が10名以上の団体旅行であること。
- (2) 北陸新幹線の利用にあたっては、乗車駅又は降車駅を新高岡駅とすること。
- (3) 高岡市内の観光資源又は観光施設、飲食施設、宿泊施設並びに土産物施設を1か所以上利用すること。
- (4) 原則として、団体旅行の参加者全員が全行程を同一行動すること。
- (5) この要綱に基づく補助金以外に、高岡市及び協会から補助金等の金銭的支援を受けていないこと。ただし、高岡市及び協会が特に認める場合及び協会が定める観光バス支援事業補助金はこの限りでない。

(補助金の交付額)

第3条 補助金の交付額は、実参加者数に応じ、次に掲げるとおりとする。

- (1) 10名以上30名まで 10,000円
- (2) 31名以上60名まで 20,000円
- (3) 61名以上 30,000円

2 前条第3号に加え、富山県西部地域（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市）の観光資源又は観光施設、飲食施設、宿泊施設並びに土産物施設を利用した場合、実参加者数に応じ、次に掲げる金額を前項に追加して交付する。

- (1) 10名以上30名まで 10,000円
- (2) 31名以上60名まで 20,000円
- (3) 61名以上 30,000円

3 高岡市及び協会が特に認める場合は、前2項の補助金の交付額に一定割合を加算した金額を交付することができる。ただし、加算の適用は平成30年1月1日から平成31年3月31日までの時限措置とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする旅行会社は、あらかじめ高岡市団体旅行誘致促進事業補助金交付申請書(様式第1号)を当該団体旅行出発日の10日前までに協会に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 協会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、旅行会社に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 旅行会社は、補助金の交付の申請を取下げようとするときは、直ちにその旨を協会に通知しなければならない。

(実績報告及び補助金請求)

第7条 補助金の交付決定を受けた旅行会社は、事業が完了したときは、速やかに高岡市団体旅行誘致促進事業補助金実績報告書(様式第2号)及び高岡市団体旅行誘致促進事業補助金請求書(様式第3号)を協会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

第8条 協会は、前条の規定による実績報告書及び補助金請求書を受けたときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、旅行会社に通知する。

2 前項の規定による通知日から30日以内に旅行会社が指定する口座に支払うこととする。

(交付決定の取消し等)

第9条 協会は、この要綱により補助金の交付を受けた旅行会社が、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。